

# 「相続・終活」を 安心して相談できる

## プロフェッショナル Vol.2



芦原会計事務所



税理士法人 税務総合事務所



税理士法人 阪神税務総合事務所



中町税理士事務所



辻・本郷 税理士法人

2018  
最新  
税理士ガイド



志賀暎功税理士事務所



小城麻友子税理士事務所



土江田会計事務所



増田浩美税理士事務所



黒永会計事務所



城所会計事務所

専門家と  
一緒に考える

「家族」のこと

「資産」のこと

時に「争族」と揶揄されるほど高いリスクを伴う遺産相続。残された家族が遺産分割をめぐり激しく対立することも珍しくありません。そして、いずれ相続を進めていくことになる家族は、相続に対する不安を抱えながらもなかなか話題にできないというのがホンネです。

事前に「相続・終活」への備えをすることなく相続が発生した場合、残された家族ができることは、実はあまり多くはないのです。遺産分割トラブルの回避策しかり、相続税の節税しかり、本人が生前のうちに道筋をつけておくことで、はじめて効果を発揮します。いつかは必ずやってくる相続——。未来にバトンを渡す立場として、将来に向けて資産を

守ること、無用の争いを回避することは、とても大切なことです。

円満な相続に向けた取り組み、いわゆる「終活」を着実に進めるためには、豊かな経験に裏打ちされた専門的なノウハウが求められます。信頼できるプロフェッショナルと一緒に「自分がいなくなった後」のことを真剣に考えてみませんか。

本号では、「相続・終活」に関する最近のトピック、相続サポートを数多く手がけてきたプロフェッショナルの情報をお届けします。

掲載されている各会計事務所のサービスの詳細につきましては直接お問い合わせください。

### INDEX

● 専門家との「相続・終活」プラン作り

待ったなし! 積極的にアクションを!!

● Trends of taxpayers

なぜ 生前贈与が急減……

増税前の「駆け込み贈与」が一段落

● Risk of inheritance

「名義株」が家族を悩ます

● 武将にみる事業承継のむずかしさ

～豊臣秀吉が後継者選びに失敗した理由～

本紙は、エヌピー通信社ホームページでもご覧頂けます!

エヌピー通信社

検索

◆次号は、2018年3月16日(金)発行予定。本紙への掲載に関するお問い合わせ エヌピー通信社「相続・終活」担当まで ☎03-3971-0111◆

# 専門家との「相続・終活」プラン作り

相続はいつ発生するかわかりません。「相続・終活」はしっかりしたプランを立て、生前から早めにスタートすることが成功の秘訣。プランの立案・実行にあたっては、相続サポートの経験豊富なプロフェッショナルを参謀に据えて着実に進めていくことが肝要です。

相続対策を考える上で、まず頭に浮かぶのは相続税でしょう。税金のことならば、相談相手はやはり税理士です。経営者や富裕層の場合、日ごろアドバイスをしてくれる顧問税理士に相続の話を持ちかけてみるのが最初のアクションといえます。

長年の付き合いがある顧問税理士であれば、クライアントとの相談にはきつと真摯に対応してくれるはず。ただし、顧問税理士がベストのサポートをしてくれるとは限りません。多くの税理士が専門的に取り扱っている業務は、法人税や個人所得税の申告に関するもの。相続税となると、「不慣れた仕事」というのが実情です。

もともと、相続する財産が現金・預金、自宅くらいで家族構

成もシンプルなケースであれば、相続税の申告自体はそれほど複雑ではありません。しかし、相続は税務申告だけで完結するものではなく、相続人の確定、遺言書の検認、遺産分割協議などさまざまな作業が発生します。相続発生以前にも資産保全につながるポートフォリオの形成といった税務にとどまらない複合的な取り組みを行う必要があります。

相続対策はやり直しが難しいことも多く、相続発生後に残された家族ができる対策は非常に限られています。生前から計画的かつ確実に進めていくことが理想です。そのためには「相続・終活を進める上の参謀役として経験豊かなプロフェッショナルをパートナーにすることが効果的といえるでしょう。

**「相続・終活」の心がまえ** **注目!**

**その1**  
生前から計画的に

相続発生後にできる対策は限られる。生前から計画的にスタート。

**その2**  
相続税対策だけではない

トラブル回避から将来の資産保全まで複合的な取り組みが必要。

## 待ったなし! 積極的にアクションを!!

**結論!**

**「相続・終活」のプロを参謀役に据える!**

税金以外の高度なノウハウが必要。専門家のサポートが効果的。

参謀役のプロフェッショナルを決める際は、当たり前ですが「信頼できる人物」であることが条件。保有資産から家族の状況までプライベートな事柄を明らかにする相手ですから、実際に会って人柄を判断してから契約を結ぶことが望ましいです。

節税だけを強調する相手も要注意。代表的な節税スキームの一つに、現金を不動産にかえることで税務上の財産評価を抑え、税額を少なくする手法があります。しかし、不動産経営がうまくいかなければ、結果的に次世代に残せる財産は減ってしまいます。こうしたメリット、デメリットもきちんと説明してくれるかといった点も確認しましょう。

信頼できる参謀役を得て、「相続・終活」への取り組みを着実に進めたいところです。



【PR】

東京近郊のお客様へ

辻・本郷 税理士法人が  
きめ細かいサービスで  
お手伝いいたします。

**相続・終活 サポート** **年間1000件超!**

全国ネットワークでワンストップ対応。  
地方にある相続財産もお任せください!

**辻・本郷 税理士法人**  
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

**渋谷**



渋谷相続センター長  
税理士 **山田篤士**  
(東京税理士会 渋谷支部)

経営者の事業承継対策から個人の相続税申告まで、資産税サポートのプロ。

お客様のお気持ちをよくお伺いした上で、ご意向に沿った対策を完全オーダーメイドでご提案いたします。相続税額試算、事業承継対策、生前贈与や不動産管理会社、生命保険を活用した相続・終活プランなどきめ細かい相続対策メニューをご用意しております。辻・本郷グループの全国ネットワークを活用し、地方案件やM&Aなどのご要望にもワンストップで対応可能です。お気軽にご相談ください。

渋谷相続センター  
〒150-0002  
東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー 13F  
TEL:03-6418-6761  
営業 9:00~17:30 休 土・日・祝日  
交 JR渋谷駅徒歩3分

**丸の内**



東京丸の内相続センター長  
税理士 **浅野恵理**  
(東京税理士会 麹町支部)

企業オーナー様や地主様を多数担当。資産税コンサルティングの専門家。

お客様やそのご家族にとって円満で幸せな結果となりますよう、長期的に親身にサポートさせていただきます。二次相続も見据え、お客様の資産を最大限有効活用できますよう心がけております。また、当相続センターには専門の事業承継法人部も併設しており、経営者様にとっても最適なご提案をさせていただく体制が整っておりますので、ぜひご相談ください。

東京丸の内相続センター  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル10F  
TEL:03-6212-2834  
営業 9:00~17:30 休 土・日・祝日  
交 JR東京駅八重洲北口徒歩3分

**横浜**



横浜相続センター長  
税理士 **杉本ユカ**  
(東京地方税理士会 横浜中央支部)

法人・個人の相続・事業承継、不動産対策を数多く手がける資産税のエキスパート。

横浜という土地柄、不動産を所有されるお客様からのご相談も多く、資産管理会社を活用した「相続・終活」対策に関するノウハウも豊富です。経営者様の事業承継サポートにつきましてもM&Aも含めた幅広いご要望に対応いたします。当センターは女性税理士が多く在籍しておりますので、ご主人を亡くされた奥様はもちろん、女性のお客様に安心してご相談いただけます。

横浜相続センター  
〒220-0004  
神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル4F  
TEL:045-328-1557  
営業 9:00~17:30 休 土・日・祝日  
交 JR線、東急東横線、横浜市営地下鉄、京急線、相鉄線/横浜駅徒歩5分

## あなたの資産を守り、家族に残す——。資産税・相続税に強い税理士法人です。

相続税の専門家がマンツーマンであなたの「相続・終活」をお手伝いします。「相続税ってどんな税金?」「家族が支払う相続税の税額は?」「いますぐやるべき相続対策は?」など、個人・法人、資産の規模にかかわらず、あなたの率直な疑問にわかりやすくお答えします。

当事務所は年間200件の相続サポートを手がける首都圏屈指の「相続・終活」専門事務所です。「信頼こそ命」を当事務所の基本理念に1978年の開業以来40年にわたり、「お客様第一主義」でクライアントの皆様のご要望に応じてきました。「相続のことはまったくわからない」という方もご安心ください。

「相続・終活」対策は生前から計画的に進めることが大切です。当事務所独自の相続シミュレーションにより、あなたの資産状況、これからの相続に必要な事前対策やポートフォリオの形成を分析。豊富な経験と確かなノウハウをもとにしっかりアドバイスします。

円滑な事業承継に向けた後継者選定や自社株評価・譲渡計画の

策定支援、保険を組み合わせた節税プランニング、資産保全を見据えた不動産購入・売却コンサルティング、保有資産の税務評価の調査といった具体的かつ効果的な「相続・終活」サポートをご提案いたします。



▲生前対策、相続税に詳しい若手社員があなたの終活をお手伝いします。

専門分野

- 相続税シミュレーション
- 事業承継コンサルティング
- ポートフォリオ形成
- 不動産活用プランニング

### 税理士法人 税務総合事務所

〒101-0027  
東京都千代田区神田平河町1 第3東ビル  
TEL : 03-3863-5250  
HP : <http://www.zsj.or.jp/>

営業 9:00~17:30 休 土・日・祝日

交 JR秋葉原駅昭和通り口徒歩2分/東京メトロ日比谷線秋葉原駅1番または4番出口徒歩2分/つくばエクスプレス線秋葉原駅A1出口徒歩3分/都営新宿線若本町駅A4出口徒歩4分

開業 1978年 スタッフ数 46名(税理士5名)

- 千葉事務所  
千葉市中央区弁天1-14-16 サンパティーク3階  
☎043-307-7190
- 柏事務所 柏市松葉町6-6-6  
☎04-7137-2327
- 津田沼事務所 習志野市谷津1-16-1  
☎047-403-7100

究極の相続対策は、「円満な相続」を実現することです。当事務所は、「相続・終活」のプロフェッショナルとしてこれまで数多くのお客様の円満な遺産相続を総合的にサポートしてきました。

遺産相続をスムーズに進めるためには、生前からの計画的な取り組みが大切です。当事務所では、遺産分割で家族たちの無用なトラブルを避けるために、「残された家族へのラブレター」ともいわれる遺言の作成にかかるアドバイスはもちろん、外資系保険会社の専属税務顧問を務めてきた高度な知識・ノウハウを生かして、生命保険を活用した納税資金の確保あるいは節税対策をサポートします。さらに、自分の意思をきちんと遺産相続に反映させることができる「家族信託」を使った新しい遺産相続プランもご提案いたします。

また、経営者の遺産相続には欠かせない「事業承継」に向けた準備、対策も当事務所の得意とするところです。特許を取得したオリジナルツールを駆使して、事業継続、成長に向けた会社の「見える化」(企業経営分析、キャッシュ・フロー分析、経営計画書作成)を行います。

同時に、相続の際に、課税対象となる財産の大きな割合を占める「自社株」についても評価引き下げをはじめ、分散対策、種類株式の活用、後継者以外の相続人からの自社株の買入れ等、総合的なコンサルティングを行っています。

「相続・終活」のプロフェッショナルとして皆さんの財産を守ることが私たちの仕事です。



東京税理士会 新宿支部  
税理士 黒永 哲至

1955年福岡県生まれ。1989年の事務所開設以来、外資系生命保険会社の専属税務顧問、証券会社の税務顧問を歴任。日本経済新聞社、不動産会社等で税務セミナーを多数開催している。

◀家族信託をテーマにしたセミナーも開催しています



▲相続・終活に詳しい知識・ノウハウを持つスタッフが多数在籍しています。

専門分野

- 相続・不動産コンサルティング
- 事業承継対策
- 遺言書作成・信託活用サポート

**黒永会計事務所** / **株式会社 マックス・コンサルティング**  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-21-21 西新宿成和ビル3F  
TEL : 03-3363-0118 HP : [www.kuronaga-ac.net](http://www.kuronaga-ac.net)

営業 9:00~17:00 休 土・日・祝日 交 JR新宿駅西口徒歩7分  
開業 1989年 スタッフ数 13名(税理士1名)

家族などに財産を移す贈与に伴い贈与税を申告した人がこの1～2年、大幅に減少しています。相続税の節税を図る際の常道である「生前贈与」はなぜ減少しているのか。その背景には、近年の税制改正や政局も関係しているようです。

## なぜ!? 生前贈与が急減……

増税前の「駆け込み贈与」が一段落  
贈与特例の非課税枠が縮小

国税庁が発表した2016年分の確定申告の状況によると、贈与税の申告をした人は50万9千人で前年から3万人の減。申告納税額は2252億円でこれも前年比150億円減少しました。

贈与税については15年に最高税率が引き上げられ、子や孫への贈与で4500万円超は55%、それ以外への贈与では3000万円超で55%となりました。増税前までにまとまった額の贈与を済ませた「駆け込み贈与」が多数あるとみられ、贈与税の申告減少はこの反動と考えられます。

また近年、高齢者から若年層への資産移転を目的に生前贈与に対する非課税特例が創設されています。中でも「住宅取得等資金の一括贈与特例」は子や孫へのマイホーム資金の贈与について最大1500万円が非課税となりますが、より迅速な資産移転を促すため、非課税枠が年々縮小していく仕組みとなっています。

なお、非課税枠は消費税率引き上げに伴い拡大することが予定されていましたが、しかしご存じのとおり政府が税率引き上げの延期を決めたことで、非課税枠は最終的に300万円まで減る流れが続いており、納税者としては今後ますます生前贈与のメリットを見出しづらい環境となっていくでしょう。

※住宅取得等資金の一括贈与特例については、2019年10月の消費税率引き上げに合わせて非課税枠が3000万円へ拡大することが予定されています。

## 生前贈与の税メリットは変わらない～専門家と相談しながらベストな資産移転プランを～

増税の反動もあって贈与件数や贈与額は全体的に減少傾向にありますが、相続対策として生前贈与のメリットが薄れたわけではありません。

長年かけて資産を移していくのであれば、贈与税の暦年課税について毎年110万円までならば税金はかかりません。子や孫の教育資金1500万円までの贈与に対する非課税特例は創設以来、安定して利用

件数を伸ばしています。

一切の生前贈与なしに相続が発生した場合と比べて、生前贈与による税メリットはこれまでと変わりなく効果的といえるでしょう。節税メリットを最大限享受するためにも、「相続・終活」のプロフェッショナルと相談しながら、適切な資産移転プランを実行したいところです。

【PR】

資産規模は問いません。数億円～数百億円規模の方々まで。

# 相続税は9割圧縮できます



東京税理士会 大森支部  
税理士 芦原 孝充

1962年生まれ。会計事務所、経営コンサルティング会社勤務を経て1993年、芦原会計事務所を開設。富裕層向けの税務コンサルティングに従事。拓殖大学商学部講師。租税訴訟学会会員。

将来、必ずやってくる**相続税**。

「もの凄い税金がかかってしまう」と頭を悩ませている人も多いのではないのでしょうか？

そろそろ、このストレスから解放されませんか？

私は、エヌピー通信社より出版した『EVA MONEY』の中で、「いまや、親の遺産は100%残せる時代になった」と明言しました。

多くの専門家でさえ、いまだに「半分しか残せない」、「残せてもせいぜい7割から8割ぐらい」と信じられています。

しかし、考え方一つで、**相続税**の負担を大幅に**軽くする**合理的な手法が、あるんです。

専門分野 ●相続税の事前コンサルティング

## 芦原会計事務所

〒146-0082 東京都大田区池上6丁目1番21号 フォーラムビル2階  
TEL: 03-3752-6223 HP: www.ashihara-kaikei.com

交 東急池上線池上駅徒歩1分 開業 1993年



### 『EVA MONEY ミリオネアの思考軸』

[A5判]328頁/エヌピー通信社

EVA（経済付加価値）の基本構造を理解すれば、会計のアプローチで経済メカニズムを紐解くことが可能となる！すべての「資本主義プレイヤー」に贈る“ミリオンエアの思考軸”。

# Trends of taxpayers

## 相続時精算課税を利用する場合のポイント **ココに注意!**

- Point 1** 相続時精算課税を一度でも選択すると、同じ贈与者に対して暦年課税への変更はできない。
- Point 2** 贈与を受けた額が110万円以下であっても贈与税の確定申告をする必要がある。

贈与税の課税方式には暦年課税と相続時精算課税の2通りがあります。相続時精算課税は文字通り、支払った贈与税を相続時に精算する制度です。特別控除額として2500万円までなら何度に分けて贈与しても贈与税はかかりません。超えた部分



# 主流は相続時精算課税

## 贈与額ベース 前年比35%の伸び

減少傾向にある生前贈与の中で唯一、伸びを示しているのが「相続時精算課税」の利用です。国税庁によれば2016年に同制度を利用した贈与額は325億円。前年比35%増となっています。

## 事業承継税制でも使えるようになりました!

2017年度税制改正では、中小企業に関わりの深い「事業承継税制」で相続時精算課税を利用できるようになりました。

中小企業の自社株引き継ぎによる贈与税や相続税の税負担を軽減する「事業承継税制」の適用を受けるには、自社株の引き継ぎから数年間にわたって事業や従業員数を維持しなければならない継続要件があります。途中で要件を満たせなくなれば、それまでの優遇措置が取り消され、引き継いだ自社株に贈与税がかかることとなりますが、この際の贈与税の計算で相続時精算課税の利用が認められるようになりました。

これまでは暦年課税に基づいた計算しか認められていなかったため、一括して自社株を引き継いでいけば非課税枠110万円を除いた全額に贈与税がかかってしまいました。このため、過大な税負担のリスクを恐れて事業承継税制の利用そのものに尻込みする経営者もいました。

相続時精算課税を適用することで、たとえ優遇措置が取り消された場合でも2500万円までは贈与税がかからないので、税負担のリスクが軽減されています。

ただし、事業承継税制を活用するには、自社株の譲渡時期、後継者の育成などを含めた総合的な計画が必須です。「相続・終活」のプロフェッショナルのサポートを受けながら総合的な事業承継プランを立案することが望ましいでしょう。

については一律20%の税率で贈与税がかかります。相続発生時にそれまでに贈与していた額を相続税の課税対象額に合算してすでに納めた贈与税相当額を差し引いて相続税額を計算します。暦年課税に比べて一度に多額の資産を税負担なく贈与できるほか、贈与した財産は贈与時の時価で計算するので、相続時に

値上がりが見込める不動産などの贈与は、相続税の節税効果が期待できます。相続時精算課税を利用する際は気を付けなければならない点もありますので、税理士など専門家のアドバイスを受けながら適切に活用しましょう。(参照「ココに注意! 相続時精算課税を利用する場合のポイント」)

【PR】

## 奥さまの「あんしん相続」を応援します。

相続はある日突然発生します。残された家族は深い悲しみにくれないながらも慣れない相続手続きに追われます。時には相続争いが起きることも……。当事務所は女性税理士がきめ細やかな視点で家族円満に、何よりも奥さまの明るい老後を応援する「相続・終活」プランをご提案しています。ご主人様におかれましても愛する奥さまに相続時、相続後のご負担をかけないようにぜひお早めのご相談を。

東京税理士会 小石川支部  
税理士  
**小城 麻友子**

### 当事務所を利用されるお客様「3つのメリット」

#### その1. 遺産相続の考え方を押し付けません!

皆様の思いを丁寧にお伺い受けとめます。財産・遺産の大小にかかわらず、相続問題を女性税理士視点できめ細やかなサポートをお約束いたします。

#### その2. 分かりやすいアドバイス

専門用語を使わずに分かりやすくご説明いたします。ご不明な点は何度でもお尋ねください。

#### その3. 税務調査の負担を軽減!

作成する申告書はすべて書面添付制度(税理士法33条の2)を利用。税務署とのやりとりは当事務所が対応し、税務調査が省略されることもあります。

- 専門分野
- 相続対策サポート (税対策、争族にならないための対策)
  - 相続税サポート (申告書、納税資金対応、税務調査対応)
  - 相続手続きサポート (遺言書、名義変更、成年後見)

## 小城麻友子税理士事務所

〒112-0002 東京都文京区小石川5-3-4 ラ・ヴェリエール文京4階A号室  
TEL : 03-5844-6635 HP : www.ogi-souzoku.com

営業 9:00~18:00 (応相談) 休 土・日・祝日 (応相談)

交 東京メトロ丸ノ内線茗荷谷駅徒歩3分 開業 2009年

スタッフ数 4名 (税理士1名、相続税専担1名)

## 相続手続きのワンストップサービス

# 笑顔相続 円満相続

### 不動産の有効活用もお任せください!

相続は人生で何度も経験するものではありません。不慣れな作業の連続に戸惑う方も少なくありません。特に、相続税の申告は税額が高額になるケースも多く、万が一申告漏れなどを国税当局から指摘された場合、追徴課税といった大きな代償を払うことにもなりかねない重要な手続きです。

当事務所の中町税理士は、元国税局の資産税担当官として28年のキャリアを持つ相続税・贈与税のプロ中のプロ。間違いのない申告書作成サポートはもちろん、生きた専門知識・ノウハウを駆使した不動産の有効活用も得意とするところ。「相続・終活」に不安や悩みを持つお客様に安心・安全なサポートを提供します。

生前対策から相続税申告をはじめとする諸手続き、申告後の税務調査対応まで、あなたの「相続・終活」対策は当事務所にお任せください!

家族信託の活用、M&Aを含めた事業承継プランなどお客様に合った「相続・終活プラン」をご提供いたします。

東京税理士会 板橋支部  
税理士 **中町 三雄**

● 資産税 (相続税・贈与、物納)  
● 税務調査対応  
● 家族信託 ● 事業承継  
● 不動産譲渡

専門分野

▲ 資産税の専門家として相続や事業承継に関する著書も多数執筆。

## 中町税理士事務所

〒174-0071 東京都板橋区常盤台4-6-10 ハイッ常盤台101  
TEL : 03-6281-0058 e-mail : nakamachi@nakamachijimusyo.jp

営業 9:00~17:00 休 土・日・祝日 交 東武東上線板橋駅北口徒歩8分  
開業 2016年 スタッフ数 5名 (税理士1名)

事業を引き継いだ後継者が巻き込まれる相続トラブルの1つが「名義株」の存在です。名義株の株主が突然権利を主張してきたり、相続財産とみなされて当局から多額の課税を受けたりするリスクもあります。名義株は本人以外、実情がよく分からない場合があるので、生前から株主名簿の整理を行い、名義株の状況を家族と共有しておきましょう。

## 名義株主が突然の権利主張

### 戸惑う後継者……

1990年の商法改正前までは、株式会社を設立するためには最低7人の発起人が必要でした。各発起人は1株以上の株式を引き受けねばならなかったため、この規定等を背景に他人名義を用いて取得された、いわゆる名義株が存在する中小企業も少なくありません。

相続後に名義株主が権利を主張し、会社を引き継いだ経営者（後継者）との間でトラブルとなることがあります。ちなみに、M&Aを進める際にも名義株主が株主であることを主張して譲渡を拒否したり、対価を要求したりして紛争に発展するケースもあります。

2017年4月には、戸建て住宅販売大手の飯田グループホールディングスが創業者の相続に絡み、80億円以上の相続財産の申告漏れを指摘されました。長男の名義株について取得資金を出資したのが創業者であったことから、実質的に相続財産へ

## 名義株めぐり40億円の追徴課税

# 「名義株」が家族を悩ます



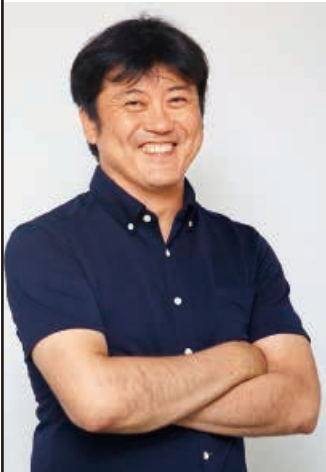
【PR】

## 「相続・終活」の専門家集団があらゆるお悩みに対応します!

相続対策は事前の準備が大切です!

### 阪神エリア随一の総合力

相続はある日突然発生しますが、あらかじめ対策を講じていた場合と、何もしていなかった場合とでは、相続税の金額はもちろん、スムーズな遺産分割にも大きな影響を与えます。



近畿税理士会 伊丹支部  
代表社員・税理士  
**富岡 秀樹**

専門分野

- 相続税申告
- 生前対策(生前贈与・遺言作成など)
- 相続手続き(名義変更・遺産分割協議書作成など)

ベストな相続を実現するには、幅広い専門知識と経験が必要となります。当事務所は、相続税務に精通した税理士を始め、弁護士・司法書士・土地家屋調査士・社会保険労務士など「相続・終活」の専門家と連携をとりながら、生前からの相続コンサルティングを行っています。専門用語を使わず、わかりやすい言葉でスピーディーなトータルサポートを心がけています。

また、お客様に安心してご依頼いただけるように、明確な料金を事前にご提示いたします。

遺言書の作成から相続手続き、名義変更、相続税申告に関することなど、お困りのことがございましたら何でもご相談ください。



▲相談スペースは個室で、内容は守秘義務により厳重に守られます。

## 税理士法人 阪神税務総合事務所

〒666-0016 兵庫県川西市中央町8番8号 アメニティ川西ビル503号  
フリーダイヤル：0120-375-054 HP：www.e-souzoku.jp

営業 9:00~17:00 休 土・日・祝日 ※夜間・休日も事前にご予約を頂ければ相談可能です。

交 阪急宝塚線川西能勢口駅 徒歩2分

開業 2002年 スタッフ数 9名(税理士2名)

## あなたの「相続・終活」対策を女性所長がきめ細やかにサポートします。

遺言書から各種手続きまで

相続税・贈与税の申告サポートをはじめ、不動産活用コンサルティングなど「相続・終活」対策はぜひ当事務所にお任せください。



東京税理士会 板橋支部  
税理士  
**増田 浩美**

専門分野

- 円満相続サポート
- 相続税・贈与税の申告サポート
- 不動産活用コンサルティング
- 事業承継

## 増田浩美税理士事務所

〒174-0041 東京都板橋区舟渡2-19-6

TEL：03-5914-3661 HP：www.zeimukaikei.jp

営業 9:00~17:00 休 土・日・祝日 交 JR埼京線浮間舟渡駅徒歩7分 開業 2005年

スタッフ数 5名(税理士2名)



▲所長・スタッフとも全員が若く、最新の相続対策や制度に柔軟に対応できます。

モットーは、お客様のお気持ちを第一に考えた女性らしいきめ細やかなサービス。お客様がなんでもお話しいただける身近な存在としてサポートいたします。なるべく直接お会いする機会を設け、お顔を見ながらの分かりやすいお手伝いを心がけております。

相続対策には専門知識が必要とされる手続き・作業がありますが、当事務所は経験豊かな弁護士・司法書士などと連携しておりますので、遺言書の作成から法的手続きまでお客様のご相談に幅広くご対応いたします。初回ご相談は無料です。相続セミナーも多数開催しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

# Risk of inheritance

## 社長借入金は相続財産です！

### 家族に多額の税負担を残す危険も

「相続・終活」プランを作る際、最初に明確にしておかなければならないことは相続税の課税対象となる財産です。

現金、預貯金、不動産、経営者名義の自社株などははっきりしていますが、中には目に見えづらい財産もあります。課税対象となる財産をきちんと把握していないと相続が発生してから多額の税負担に悩むことになりますので、顧問税理士や専門家を交えて生前のうちに整理しておきましょう。

経営者の場合、特に注意したい財産が「社長借入金」です。会社が資金繰りに悩み、社長個人から運転資金を借りるというのはよくある話です。ところが、その返済となると、社長借入金は返済期限が決められているわけでもなく、代表者からの借金ということもあり、日々の払いのなかで後回しにしてしまうことも……。借金を繰り返し、いつのまにか社長借入金は数千万円に膨らんでいるというケースも珍しくはありません。

社長借入金は社長にとって債権ですから、相続が発生すれば、相続財産となります。相続した家族は、将来的に実際に返ってくるかどうか分からない債権に対して数百万円から数千万円の税負担が発生してしまうことになります。

こうした事態を防ぐには、相続発生までに社長が会社への貸付金をゼロにする必要があります。ただし、社長が借金をチャラにすれば解決するわけではありません。今度は、借金を帳消しにしてもらった会社に「債務免除益」が発生し、法人税がかかる可能性があります。

解決策の一案として、生命保険を利用して社長の保険料を会社が負担する形で債務を少しずつ帳消ししていく方法も考えられますが、いずれにしても社長借入金の問題解決には時間がかかるもの。一番の悪手は借入金を放置したまま相続が発生することです。相続サポートに詳しいプロフェッショナルに相談しながら早めに方針を決めておくことが大切です。

## 判例情報

名義株主については「名義人すなわち名義貸与者ではなく、実質上の引受人すなわち名義借入者がその株主となるものと解するのが相当」として実質性を基準に判断されます。(最高裁・昭和42年11月17日)

と判断されたためです。追徴課税は40億円にも上るとみられています。  
名義株の恐ろしいところは、名義の貸し借りが第三者にはわかりづらく、顧問税理士でさえ実態を見誤ってしまう危険があることです。相続税の税務調査では、名義預金と並んでよくチェックされる項目でもあり、相続が発生する前に名義株の存

在、またその実質的な株主は誰なのかを把握し、生前のうちに状況を整理しておくことが大切です。  
分散した自社株の買取りには会社法上の措置「特別支配株主による株式等売渡請求」(会社法179条)もありますので、「相続・終活」のプロフェッショナルのサポートを受けながら経営権の分散リスクに備えましょう。

【PR】

## お客様に合わせたオーダーメイドの相続プラン。

お客様一人ひとりに合わせた相続プランのご提案を行っています。相続税の節税、円満な遺産相続など一緒に最適なカタチを考えてさせていただきます。経営者の方には、スムーズな事業承継をあわせた「相続・終活」サポートも行っております。

「相続・終活」を満足のいくものとするには、時間をかけて準備の方が効果があります。当事務所は、お客様の「かかりつけ医」として、「親からの相続」、そして「自分の相続」へと継続的に誠実にお手伝いさせていただきたいと考えております。

また、多額の相続税発生でお困りの方にもセカンド・オピニオンとして専門家の立場からアドバイスをさせていただくことも可能です。お気軽にご相談ください。

### 当事務所の実績例

多額の相続税発生でお困りの相続人から相談を受け、専門家グループで救済など。その他詳細はお問合わせください。



近畿税理士会 下京支部  
公認会計士・税理士  
**土江田 雅史**

### 専門分野

- 遺産相続の事前コンサルティング
- 事業承継サポート

〒600-8075 京都府京都市下京区柳馬場通高辻上ル  
万里小路町180番地

TEL : 075-371-6101 HP : www.toedata.com

営 9:00~18:00 休 土・日・祝日・お盆期間・年末年始  
※ご予約いただければ対応いたします

交 地下鉄烏丸線四条駅・阪急京都線烏丸駅 徒歩10分

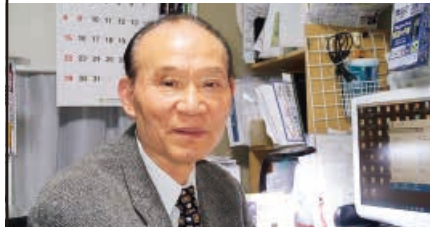
開業 1954年 スタッフ数 8名(税理士2名)

とえだ  
**土江田**  
**会計**  
**事務所**

## 税務調査のスペシャリスト 「元 国税調査官」が あなたの相続税・贈与税対策を サポートします。

税務調査を22年担当した国税OBとしての豊富な経験を生かした相続税・贈与税対策、税務調査対策を中心として、様々なご要望にお応えする事務所です。三代の相続で財産を無くすと言われる相続税増税時代、いかに家族に財産を残すかの対策については当事務所にご相談ください。

当事務所では、「迅速・親切丁寧」、「人生意気に感ず」をモットーに、お客様の幸せを第一に、適正な申告をとことんサポートいたします。



税務調査、調査法  
指導を長年担当  
しました。



東京税理士会 本郷支部  
税理士  
**志賀 暎功**

### 医業・飲食店に強い税理士

当事務所は、歯科医のお客様に診療圏の分析を含めた開業支援、経営コンサルティングのほか、飲食店様には豊富なサポート経験\*に基づく売上・利益アップを図る専門手法で応援しています。経理・給与計算等サービス、節税対策、税務調査対策までトータル支援が可能です。\*一般社団法人 日本フードアドバイザー協会飲食店サポートクラブ東京支部会員

### 専門分野

- 相続税・贈与税対策
- 税務調査対策
- 歯科を中心とする医業
- 飲食業の繁盛化サポート

## 志賀暎功税理士事務所

〒113-0023 東京都文京区向丘2-36-9-401 TEL : 03-5832-9941  
e-mail : ta-shiga@ams.odn.ne.jp

営 8:00~18:00 休 土・日・祝日 交 東京メトロ南北線本駒込駅 徒歩2分

開業 1985年 スタッフ数 3名(税理士1名)

# 武将にみる事業承継のむずかしさ

## 豊臣秀吉が後継者選別に失敗した理由

事業承継は、企業が事業価値を存続させていくために最も重要な経営課題の一つですが、経営者の多くは自身の承継をまだまだ先と考えて、計画的な対応を怠りがちです。特に「後継者の選定」は、数ある承継対策の中でも慎重に行わなければならないテーマですが、なかなか当初の思惑通りにはいかないことも多くあるのが現実でしょう。

どんなに経営判断に優れた社長さんであっても、事業を継がせるべき後継者の選定に失敗すれば、悲惨な事態に陥り、保ち続けてきた栄光は途絶えてしまいます。これはいつの時代にも言えることで、かの名高き戦国武将たちも、事業承継での失敗を繰り返してきました。しかも戦国時代の事業承継はひとたび失敗すると、一族内での骨肉の争いが生じるだけでなく、ともすれば一族の滅亡にすらつながる重要なテーマでした。

優れた経営者だったはずの天下人・豊臣秀吉が事業承継につまずいた経緯を例に、現代の事業承継に照らし合わせて検証していきたいと思えます。

豊臣秀吉は「本能寺の変」によって、運命的に天下取りのチャンスを得ることになりました。しかし、そのチャンスは単に運が良かっただけでなく、それまでの凄まじい努力と行動から勝ち得たものであることは皆さんご存じのことと思います。

本能寺の変を経て45歳で天下に躍り出た秀吉は、その後、並々ならぬエネルギーや抜群の調略能力で次々とライバルを倒していきます。53歳の時、関



60歳になってから五大老・五奉行制度など事業承継のための組織づくりを始めたものの、1年も経たぬうちに秀吉は没しました。その時、後継者（秀頼）はまだ6歳だったのです。その後、関ヶ原の戦いや大坂の陣を経て、豊臣家は秀頼でその命脈を絶たれてしまいました。

### 秀吉が犯した2つのミス

東と奥州を平定し、ついに天下統一を果たしたその手腕は、まさに戦国一のカリスマ指導者と呼ぶべきでしょう。

しかしその後の事業承継対策で、秀吉はつまずきました。54歳で、甥の秀次を後継者に選んで関白を譲ったはずが、その後、実子の秀頼が誕生してしまつたため、58歳の時に、すでに後継者として育てていた甥（秀次）を殺してしまつたのです。

秀吉の事業承継の失敗には、現代の事業承継にも共通する、2つの大きなミスがあります。

一つ目は安易に後継者を変更したことです。すでに後継者を決めて組織づくりなどの事業承継環境を整えていたにもかかわらず、後から生まれた実子を後継者にしたいという「わが子かわいさ」の余り、先に決まっていた後継者を排斥してしまいました。これで後継者（秀次）の周りの関係者たちに、大きな混乱と将来に残る不信感を与えてしまいました。

二つ目は、事業承継の対策が遅すぎたことです。新たな後継者である秀頼を選んだ時点で、秀吉は老い、そして秀頼は帝王学を授けるにはあまりにも幼すぎました。秀吉が亡くなった時点で秀頼は6歳、関ヶ原の戦いの時点ではまだ8歳です。秀頼のために事業承継の組織づくり（五大老・五奉行制度）を行ったのは死の前年、十分に組織体制を確立することができず、対策の遅れが後々まで響くことになりました。

### Advice

- 現代の事業承継でも、事業を引き継いだ後継者が最も苦労した点として、「先代の経営力の引き継ぎ」という意見が多数挙げられます。
- 優れた先代の経営力を引き継ぐためには5～10年の長期間を要します。
- だからこそ経営者は、後継者が十分に経営力を引き継げるよう、早い段階から計画的に事業承継対策に取り組み、それを全力でバックアップしていくことが重要なのです。

税理士 城所 弘明

【PR】

経営者を見続けて37年。

## 相続・事業承継のプロとして 効果的な「相続・終活」プランをご提案。

中小企業にとって身近な存在、ホームドクター（町医者）のような下町の税理士を目指して37年。これまで多くの経営者の相続、事業承継をお手伝いしてきました。

「相続・終活」対策の第一歩は、ご本人が行動を開始すること。何もしなければ、何も進みません。相続・事業承継対策は事前の計画的な準備がモノをいいます。突然の相続発生に慌てても、家族ができる効果的な対策は少ないというのが実情です。いつか必ず訪れる相続。いまずぐ準備を始めましょう。

当事務所では、相続の現場を長年サポートしてきた経験・ノウハウを活かしたオリジナルの「事業承継スタートノート」と、城所式「財産ドック」（財産の健康診断による最適な節税対策のプログラム）を活用し、残される家族にできるだけ負担をかけない円満な「相続・終活」プランをご提案いたします。

相続では相続税申告以外にも、遺言書や銀行預金、不動産登記などに関するさまざまな手続きが必要となります。当事務所は専門的な幅広いネットワークを有し、法務・金融・経営など多分野にまたがる課題に対して最適なアドバイス、サポートを行います。

一人で悩まず、まずは当事務所にぜひご相談ください。良い解決策が見つかるかも知れません。



### 専門分野

- 相続等の税務申告
- 財産運用に関する事前の税務相談
- 事業承継サポート（事業承継計画の作成と実施、相続税対策）
- 遺言書・執行手続き書類の作成



東京税理士会 芝支部  
公認会計士・税理士・行政書士  
城所 弘明

1952年東京都生まれ。横浜国立大学卒業。監査法人中央会計事務所を経て1980年に城所会計事務所を設立。現在、日本公認会計士協会「中小企業施策調査会」委員、日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員などを務めている。

◀「相続・事業承継の専門家」として中小企業庁の審議会委員をはじめ、これまで多くの公的機関で要職を歴任。



◀「事業承継スタートノート」（清文社）など経営者向けの相続・事業承継関連書籍も多数執筆しています。

## 城所会計事務所

〒108-0014 東京都港区芝5丁目1番6号  
TEL：03-3798-3838 HP：kidokorosogokaikei.tkcnf.com  
営業 9:30～17:30 休 土・日・祝日 交 JR田町駅徒歩5分  
開業 1980年 スタッフ数 6名（税理士1名）



**前月号(第1弾)を見るには、  
こちらをクリック!!**